本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴下に向かって敬意を表します。
二千十八年二月七日にアビジャンで
コートジボワール共和国駐在
日本国特命全権大使　川村裕
アフリカ開発基金総裁
アキンウミ・A・アデシナ閣下
（アフリカ開発基金側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本職は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本職は、更に、前記の了解をアフリカ開発基金（以下「基金」という。）に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が基金と日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本職は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十八年二月七日にアビジャンで
アフリカ開発基金総裁
アキンウミ・A・アデシナ閣下

コートジボワール共和国駐在
日本国特命全権大使　川村裕閣下

○外務省告示第五十九号

平成三十年二月十五日にジョージタウンで、ガイアナ及びドミニカ国における女性の災害管理能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

平成三十年二月二十八日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　ガイアナ及びドミニカ国における女性の災害管理能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億六千万円

3　署名者

日本国側　矢ヶ部義則在ガイアナ参事官

国際連合開発計画側　田中美樹子国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在ガイアナ事務所代表

○財務省告示第四十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成三十年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	五九・七トン
三	二五トン

四	五三、八二四トン	
五	一、一七四トン	
六	一七トン	
七	六トン	
八	一七トン	
九	四三、八六四トン	
一〇	七、三四九トン	
一一	八、一六三トン	
一二	五八、八九五トン	
一三	四、八四〇、二一九トン	
一四	九九〇、七六一トン	
一四の二	五一八、六九一トン	
一五	七〇六トン	
一六	一〇、九九九トン	
一七	一一九、四〇五トン	
一八	一四、七二二トン	
一九	一、三〇八トン	
二〇	四四六トン	
二一	二八、三〇〇トン	
二二	二五七トン	
二三	五、八五八トン	
二四	五七トン	
二五	○トン	
二六	二、三六八トン	
二七	一〇、九八四トン	
二八	六トン	
二九	三八八トン	

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	四、七一六、四九六トン
一四	二九五、一九五トン

○財務省告示第四十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成三十年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十二万七千九百二十三トン

二　冷凍牛肉　二十六万千七百七十六トン

2　平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十二万四千八百九十八トン

二　冷凍牛肉　十万六千四百五十四トン

○財務省告示第四十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成三十年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十九万四千七百十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十九万四千七百七十トン